

発達障がいってどんな種類があるの？

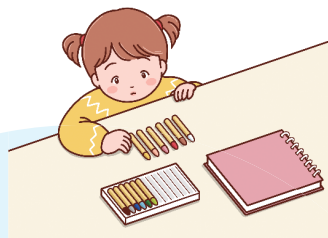
発達障がいには、いくつかの種類があります。代表的なものを紹介します。

ASD（自閉スペクトラム症）

人とのコミュニケーションがうまくできなかったり、特定の物や場所に強いこだわりを示すなどの特徴があります。2～3歳ごろから特性が目立ち始めます。

例えば…

- ▶場の空気をよむのが苦手
- ▶人よりも、物や図形に関心が強い
- ▶大きな音、大勢の人がいるところ、気温の変化など、感覚が敏感



AD/HD（注意欠如/多動症）

注意力が散漫（不注意）、落ち着きがなくじっとしてられない（多動性）、衝動的に行動を起こしてしまう（衝動性）などの特徴があり、日常生活や学習に支障をきたすことがあります。幼稚園などで集団行動をする4～5歳ごろから特性が目立ち始めます。

例えば…

- ▶授業中など、座っていても手足をもじもじする
- ▶忘れ物やミスが多い
- ▶他の人の会話に割り込む
- ▶作業の段取りが苦手



* 1つの特徴を持つ人ばかりでなく、重なった特徴を持っている人も多くいます。

SLD（限局性学習症）

知的能力に遅れがないにも関わらず、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の分野に困難さがみられます。就学後に特性が目立ち始めます。

例えば…

- ▶文字や行をとばして読んでしまう
- ▶数を数えることはできるが計算ができない
- ▶文字を書くときに枠からはみ出してしまう



私たちにできる支援って？

発達障がいの人は、抽象的なことへの理解が苦手です。具体的な表現で、本人にとって分かりやすい伝え方を心がけましょう。

また、体罰や厳しいしつけで特性を直そうとすると、「ひきこもり」や、家庭内暴力など二次的な表れにつながることがあります。「感情的になって厳しく叱責しない」「他の子と比べない」などのことを気を付けて、

発達障がいは、すぐに診断することは難しいとされています。それは、年齢や環境などのさまざまな要因により、一人一人の状態や目立つ症状が違ってくるからです。

大切なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人に目を向けること」です、そして一人一人にあった支援があれば、誰もが自分らしく生きていけるのです。

伝え方の例

- ◎言葉だけで伝えるよりも、写真や絵・文章など、見てわかる方法を合わせて伝えるとわかりやすい。
- ◎あいまいな表現を避け、具体的な言葉で伝える。例えば、「ちょっと待ってね」ではなく、「5分待ってね」と伝える。
- ◎一度に複数のことを指示しないで、1つずつ順番に伝える。

今できていることを認めたり、褒めたりすることで、自信が得られます。

気になることがあるときは、一人で抱え込まずに、所属の園や学校、専門機関へ相談しましょう。

発達障がいは、生まれつきの「脳の機能が関係する障がい」といわれています。決して、親のしつけ方や、本人の努力不足、性格上の問題ではありません。小さいころからその症状が現れるため、早い時期から周囲の理解を得て、適切な支援や環境の調整を行うことが大切です。

問い合わせ ことどもセンター 田中ちとせ ☎(23) 0083

知っていますか？

発達障がい

市民向けセミナーを行いました

市は1月14日、総合健康福祉センターさざんかで発達に関するセミナーを行いました。講師に焼津市の夏目徹也先生をお招きし、子どもの発達を伸ばすためには「感覚を育てる遊びをたくさん実践することが大切」ということを学びました。例えば、体のバランスをとるのに重要な「前庭感覚」を育てるためには、公園のすべり台やブランコなどで遊ぶことで、生活の中で転んだりぶつかったりしにくくなり、動きがスムーズになる効果があります。また、「見る」視知覚を育てるためには、間違い探しや迷路ゲームのほか、散歩をしながら季節の草花を発見することで、人の表情がわかりやすくなったり、本の内容や黒板の内容がわかりやすくなったりする効果があります。後半には、実際のおもちゃや用具に触れる機会や実演もあり、参加者は楽しみながら発達について考えました。



相談窓口はどんなところがあるの？

牧之原市こどもセンター

臨床心理士、保健師、社会福祉士などの専門職を配置し、発達障がいに関する相談にも応じています。対象者は0歳～18歳未満の子どもとその家族です。

牧之原市静波991番地1 さざんか2階
☎②0083（午前8時15分～午後5時）
*土日祝日、年末年始を除く

静岡県中西部発達障害者支援センター **coco**

発達障害者支援法に基づき、都道府県・指定都市に設置されています。発達障がいやその疑いがある人、そのご家族が豊かな地域生活を送ることができるよう、相談に応じ、支援を行う機関です。対象者の年齢は問いません。

島田市大川町10番1号 エフビル3階
☎0547-39-3600（午前9時～午後5時）
*土日祝日、年末年始を除く